

◆死亡保障・高度障がい保障

団体定期保険

新規加入・
増額のおすすめ



効力発生日と申込締切日

効力発生日 2025年7月21日
申込締切日 2025年4月22日(火)
お申込みは年1回です。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容
であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間
1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更
新により一定期間継続して加入いただくことができます。



ご注意

当パンフレットには矢崎総業株式会社と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。専用Webサイトをご覧になりお申込みいただいた方は、当パンフレットを保存等のうえ、大切に保管してください。

◆死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



団体定期保険について

4つの特徴

死亡・所定の高度障がい状態を保障

死亡、病気やケガによる所定の高度障がい状態を業務上・業務外を問わず24時間保障します。



加入しやすい保険料

団体保険としての割引が適用された加入しやすい保険料です。



告知によるお申込み手続き

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。



※告知に関しては「正しく告知いただくために」をご覧ください。

保険期間は1年で毎年保障額の見直しが可能

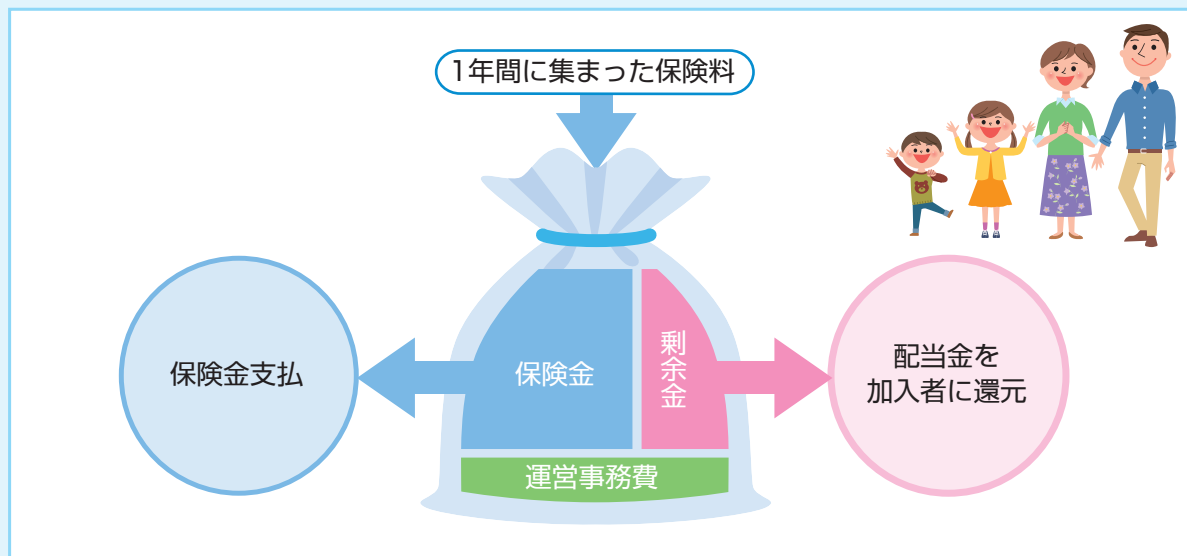
※健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。



配当金・保険金について

配当金のしくみ

ご加入者に万一のことがあった場合は保険金をお支払いし、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、ご加入者へ還元するしくみとなっています。



※配当金のお受取りには一定の制限があります。

あなたの必要保障額を考えてみましょう。

ご家族のために必要なお金(例)

残された家族のこれからに必要な資金はどのくらい？

■ 葬儀費用

・葬儀一式費用	平均 131万円
・寺院への費用	平均 35万円
・通夜からの飲食接待費	平均 25万円

(株)ユニクエスト 調べ

葬儀費用の合計
平均 **191**万円

■ こどもへの結婚援助資金

こどもへの結婚援助資金は 約 **163.7**万円

*挙式、披露宴・ウエディングパーティーの費用としての親・親族からの援助総額

参考 挙式、披露宴・ウエディングパーティー総額

全国平均 327.1万円

ゼクシィ結婚トレンド調査2023 調べ

■ こどもの教育費

	小学校 [6年間]	中学校 [3年間]	高校 [3年間]	大学自宅 (大学下宿) [4年間]
標準コース 小学校～高校/公立、 大学/私立文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約406 (829)万円
オール国公立コース 大学は文系とした場合	約189万円	約151万円	約155万円	約282 (705)万円
オール私立コース 大学は文系とした場合	約974万円	約428万円	約315万円	約406 (829)万円

こどもの教育費は1人当たり

約 **901**万円

(標準コース、大学自宅の場合)

※大学に進学した場合の教育費を記載しております。

※小学校～高校は年間費用(学校教育費+学校外活動費)です。

※大学は「受験諸費用+入学金等+年間授業料」、下宿の場合は「自宅外通学を始めるための費用」と「仕送り額」を加算しております。

※3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園等の利用料が無償化されました。ただし、通園送迎費・食材料費・行事費等は自己負担となります。

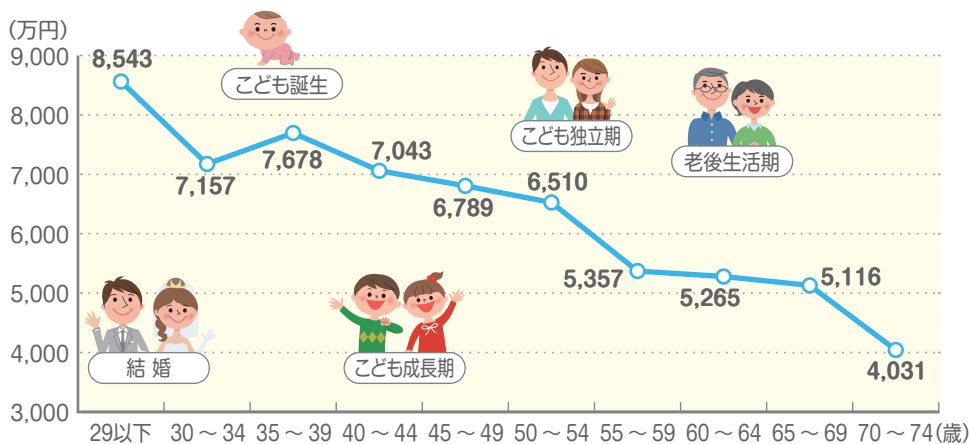
詳細は、こども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」をご確認ください。(*)

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」「国公立大学の授業料等の推移」「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」

(株)日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」から計算(児童手当(旧子ども手当)は考慮しないものとする)

(*)こども家庭庁ホームページ「幼児教育・保育の無償化概要」を参考に作成(監修:社会保険労務士・CFP®(日本FP協会認定)山本恵子)

万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)〈アンケートによる希望値〉



※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

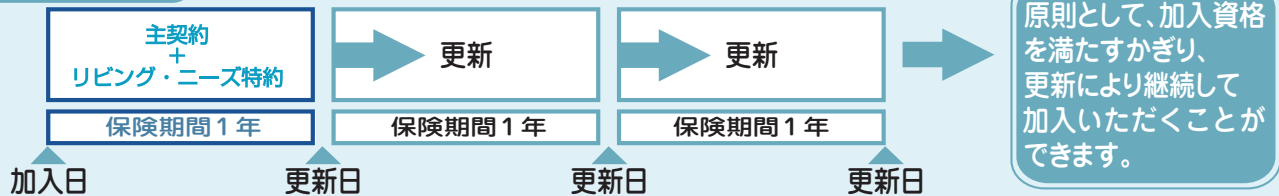
(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険には、団体が保険料を負担し、所定の所属員等をご加入者(被保険者)、その遺族を受取人とする保障が付保されています。詳しくは14ページの「保険料会社負担部分について」の項目をご確認ください。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。詳しくは14ページの「保険金の年金受取り」の項目をご確認ください。

しくみ図(イメージ)



主な保障内容

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約の特約保険金	保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。
-------------------------	--

※被保険者がこどもの場合、リビング・ニーズ特約の特約保険金はお支払いしません。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

参照

保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない主な場合」(9ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(11~14ページ)を必ずご確認ください。

加入資格

- 以下の加入資格の他、専用webサイトまたは「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》矢崎グループの役員・従業員の方で

新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《配偶者》矢崎グループの役員・従業員の配偶者の方で

新規加入・増額は、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。

継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。

《子ども》矢崎グループの役員・従業員の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の継続加入について】

《本人》定年退職または定年退職以降に勤務されたのち、矢崎グループでの勤務を終了された方は、年齢に応じた保険金額(*)を上限として、更新日現在年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。

《配偶者》本人が定年退職または定年退職以降に勤務されたのち、矢崎グループでの勤務を終了された方で、本人が退職後も継続して加入する場合は本人の保険金額(*)を上限として、更新日現在年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。

《子ども》年齢にかかわらず、更新日前日付で脱退となります。

(*)本人・配偶者ともに退職時の加入保険金額と同額もしくはそれ以下での継続加入となります。詳しくは7～8ページの「保障額と保険料」をご確認ください。

※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。



ご注意

(1)ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

(2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。

(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)

(3)配偶者・子どものみで加入することはできません。

(4)配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。

(5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。

(6)リビング・ニーズ特約付加時に被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その被保険者はリビング・ニーズ特約に加入することができません。

※本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

●保険期間は効力発生日～2026年7月20日までです。以降は毎年7月21日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

受取人

●本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹・法定相続人から選択できます。

●配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

●本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。

●リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。

ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が直接もしくは団体を經由してご請求できます。

<代理請求できる場合>

○保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。

・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合

・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合

<指定代理請求人の範囲>

○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

①被保険者と次の関係にある人

(ア)戸籍上の配偶者

(イ)直系血族

(ウ)兄弟姉妹

(エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めたる人
- (オ)同居または生計を一にしている人
 - (カ)財産管理を行っている人
 - (キ)死亡保険金受取人
 - (ク)その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。

<その他ご留意事項>

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。
- 本人(主たる被保険者)が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人(主たる被保険者)となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は矢崎総業株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付リビング・ニーズ特約付(指定代理請求人による特約保険金の請求に関する特則付)団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2024年10月24日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

<<引受保険会社>>

- 日本生命保険相互会社(62.3%)(事務幹事会社)
- 第一生命保険株式会社(24.1%)
- 明治安田生命保険相互会社(10.7%)
- 住友生命保険相互会社(2.9%)

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。



保障額と保険料

在職者

対象			本人							
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		性別	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	500万円	300万円	
月払保険料 (概算)	保険 年齢	15歳～35歳	男性	2,460円	2,050円	1,640円	1,230円	820円	410円	246円
		1990.1.22生～2011.1.21生	女性	1,620円	1,350円	1,080円	810円	540円	270円	162円
		36歳～40歳	男性	3,150円	2,625円	2,100円	1,575円	1,050円	525円	315円
		1985.1.22生～1990.1.21生	女性	2,640円	2,200円	1,760円	1,320円	880円	440円	264円
		41歳～45歳	男性	4,230円	3,525円	2,820円	2,115円	1,410円	705円	423円
		1980.1.22生～1985.1.21生	女性	3,240円	2,700円	2,160円	1,620円	1,080円	540円	324円
		46歳～50歳	男性	6,030円	5,025円	4,020円	3,015円	2,010円	1,005円	603円
		1975.1.22生～1980.1.21生	女性	4,560円	3,800円	3,040円	2,280円	1,520円	760円	456円
		51歳～55歳	男性	8,760円	7,300円	5,840円	4,380円	2,920円	1,460円	876円
		1970.1.22生～1975.1.21生	女性	6,150円	5,125円	4,100円	3,075円	2,050円	1,025円	615円
		56歳～60歳	男性	12,660円	10,550円	8,440円	6,330円	4,220円	2,110円	1,266円
		1965.1.22生～1970.1.21生	女性	7,770円	6,475円	5,180円	3,885円	2,590円	1,295円	777円
		61歳～65歳	男性	-	-	-	9,660円	6,440円	3,220円	1,932円
		1960.1.22生～1965.1.21生	女性	-	-	-	5,145円	3,430円	1,715円	1,029円
		66歳～70歳	男性	-	-	-	14,325円	9,550円	4,775円	2,865円
		1955.1.22生～1960.1.21生	女性	-	-	-	6,930円	4,620円	2,310円	1,386円
		71歳	男性	-	-	-	18,735円	12,490円	6,245円	3,747円
		1954.1.22生～1955.1.21生	女性	-	-	-	9,195円	6,130円	3,065円	1,839円
		72歳	男性	-	-	-	20,715円	13,810円	6,905円	4,143円
		1953.1.22生～1954.1.21生	女性	-	-	-	10,245円	6,830円	3,415円	2,049円
73歳	男性	-	-	-	23,025円	15,350円	7,675円	4,605円		
1952.1.22生～1953.1.21生	女性	-	-	-	11,460円	7,640円	3,820円	2,292円		
74歳	男性	-	-	-	25,710円	17,140円	8,570円	5,142円		
1951.1.22生～1952.1.21生	女性	-	-	-	12,810円	8,540円	4,270円	2,562円		
75歳	男性	-	-	-	28,860円	19,240円	9,620円	5,772円		
1950.1.22生～1951.1.21生	女性	-	-	-	14,280円	9,520円	4,760円	2,856円		

対象			子ども	
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)			300万円	100万円
月払保険料 (確定)	保険 年齢	3歳～22歳 2003.1.22生～2023.1.21生	210円	70円

- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年7月21日)から適用します。
なお、保険料は、加入者数(被保険者数)が所定の人数に達した場合に適用される特別優良割引・健康経営割引が適用されています。万一、加入者数(被保険者数)が所定の人数を下回った場合には、割引適用解除となり、保険料が高くなります。
また、保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 《子ども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、2024年12月13日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。

退職者

対象			本人・配偶者			
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		性別	500万円	300万円	100万円	
年一括払保険料 (概算)	保 険 年 齢	56歳～60歳	男性	24,535円	14,721円	4,907円
		1965.1.22生～1970.1.21生	女性	15,090円	9,054円	3,018円
		61歳～65歳	男性	37,500円	22,500円	7,500円
		1960.1.22生～1965.1.21生	女性	19,985円	11,991円	3,997円
		66歳～70歳	男性	－	33,333円	11,111円
		1955.1.22生～1960.1.21生	女性	－	16,146円	5,382円
		71歳	男性	－	－	14,534円
		1954.1.22生～1955.1.21生	女性	－	－	7,134円
		72歳	男性	－	－	16,078円
		1953.1.22生～1954.1.21生	女性	－	－	7,945円
		73歳	男性	－	－	17,869円
		1952.1.22生～1953.1.21生	女性	－	－	8,895円
		74歳	男性	－	－	19,946円
		1951.1.22生～1952.1.21生	女性	－	－	9,943円
		75歳	男性	－	－	22,400円
		1950.1.22生～1951.1.21生	女性	－	－	11,081円

※配偶者で上表に記載のない年齢の保険料については、(株)ジョットインターナショナルへお問合せください。

<保険金額の上限について>

●在職者の方

効力発生日現在で保険年齢61歳以上の方は、保険金額1,500万円が上限となります。保険金額1,500万円を超えてご加入の方は、専用webサイトでのお手続きまたは「申込書兼告知書」を提出いただかない場合、更新日付で自動的に保険金額1,500万円へ減額して更新されます。

それ以外の保険金額を希望される方は、専用webサイトでのお手続きまたは「申込書兼告知書」を提出いただき、減額のお手続きをお願いします。

●退職者の方

退職後、継続加入される方の保険金額は500万円が上限となります。効力発生日現在で保険年齢66歳以上の方は、保険金額300万円、保険年齢71歳以上の方は、保険金額100万円が上限となります。

配偶者は本人と同額の保険金額が上限となります。

上記上限を超えてご加入の方は、更新日付で自動的に制限範囲内の上限保険金額に減額して更新されます。

それ以外の保険金額を希望される方は、「申込書兼告知書」を提出いただき、減額のお手続きをお願いします。

<保険料のお支払い方法>

●在職者の方

保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)

●退職者の方

保険料は1年ごとに所定の口座から振替えます。

(振替日：7月27日。振替日が土・日・祝日の場合は翌営業日)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みににはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方で本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(*)を承諾した場合、2025年7月21日(加入日(*))から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。(更新できません。)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【高度障がい保険金】

- 原因となる傷病が加入日(*)前に生じている場合

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日前日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日前日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

- ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退日の直後に到来する20日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。
(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、4月20日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も4月20日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月21日以降分の保険料は返金します。)
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

制度内容の変更

- 矢崎総業株式会社の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、(株)ジョットインターナショナル経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに(株)ジョットインターナショナルのご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求制度に関する留意事項


- リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が直接もしくは団体を經由してご請求できます。
詳しくは「契約概要」の「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、裏表紙をご確認ください。

更に詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

保険金のお支払事由

死亡保険金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
高度障がい保険金	<p>引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p> ご注意 なお、上記によって高度障がい保険金がお支払された場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。</p> </div>

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障がい(視力障がい)

- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障がい

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

●リビング・ニース特約

【リビング・ニース特約の特約保険金】

- ・保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内(*3)と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額(100万円単位)をリビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回かぎりです。被保険者が子どもの場合は請求できません。
- ・主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニース特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金がお支払われた場合は、主契約のその被保険者に対する部分は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日に消滅したものと取扱います。なお、特約保険金として一部をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。
- ・その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。
- ・被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金をご請求できます。
(*3)余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がお加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
- (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がお加入(*1)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病がお加入(*1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
したがって、原因となる傷病がお加入(*1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

更に詳しい内容について (制度の詳細とその他取扱い)

【リビング・ニース特約】

リビング・ニース特約は、主契約の被保険者(本人・配偶者)の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。

○引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。(※3)

(※3)ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

～また、以下のような場合にリビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません～

- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
- ・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金が支払われるとき。
- ・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニース特約の特約保険金の請求を受けたとき。
- ・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニース特約の特約保険金として支払われたとき。

税務上のお取扱い

〔保険料〕

●主契約および子ども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>

※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当団体定期保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〔保険金〕

●死亡保険金

<本人>

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

<配偶者・子ども>

本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

●リビング・ニース特約の特約保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

※特約保険金をお受取り後、受取人(被保険者)が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

〔年金〕

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

※必要経費 = 年金年額(除配当金) × 年金基金充当金 ÷ 年金お支払見込総額

税務の取扱い等について、2024年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する矢崎総業株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、矢崎総業株式会社(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、「子会社」といいます。)の所属員を加入対象者とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社((株)ジョットインターナショナルを含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみで使用します。

～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険料会社負担部分について

当制度は以下の加入対象者の方々の万が一の場合に備え、会社が保険料を負担し、以下の加入対象者の方々が被保険者となる保険制度を付保しております。

また、保険料会社負担部分の加入対象者の個人情報の取扱いは、当パンフレットに記載している個人情報の取扱いのとおりです。

加入対象者	矢崎総業株式会社・矢崎エナジーシステム株式会社 社・矢崎部品株式会社・矢崎計器株式会社の 役員・従業員		
保険金	死亡保険金額・高度障がい保険金額	30万円	
保険金受取人	労働基準法施行規則第42条～第45条に規定された被保険者の遺族		

※高度障がい保険金の受取人は本人(主たる被保険者)です。
保険料会社負担部分の被保険者となることに同意いただくことができない場合は、(株)ジョットインターナショナル宛に、4月22日までにお申し出ください。

(注)本人(主たる被保険者)のご加入が、保険料会社負担部分のみである場合、配偶者・子どもはご加入になれません。

また、配偶者・子どもが加入される場合は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で申込みいただく必要がありますが、この場合の本人の保障額には、保険料会社負担部分は含まれませんので、ご注意ください。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。

※ 子どもを被保険者とする保険金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。

※ 年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類	受取期間	年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
確定年金	5年	定額型	年4回受取り (3カ月ごと)	以下のいずれかを選択 2月1日 5月1日 8月1日 11月1日	年金受取人の請求によって年金受取りに代えて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。
 - 年金とともに受取る方法
 - 年金の買増にあてる方法
 - 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。
(*)利率は金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が40万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。
(一時金でのお受取りとなります。)

正しく告知いただくために

団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といたします。
この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、web申込画面または「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただけでは告知いただいたこと になりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社があります。必ず指定された画面または書面(web申込画面または「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「web申込画面または『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、web申込画面または「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および web申込画面または「申込書兼告知書」の裏面(*)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

(*)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

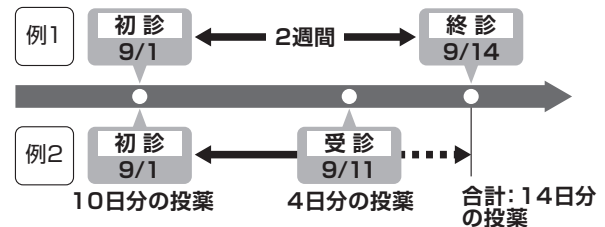
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、web申込画面または「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果をご入力(記入)ください。
- 入力(記入)いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずお読みいただき、告知内容が事実と相違ないことをご確認のうえ、お申込みください。
- web申込画面または「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

◎web申込画面または「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。(配偶者・こどもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。)
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注) 一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・ 医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・ 健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・ 歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・ 妊娠(正常)による入院

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。

(「申込書兼告知書」にてお申込みされる場合、「申込書兼告知書」にお申込内容を記入いただき、「申込印(告知印)」を押印のうえ、ご提出ください。)

(注3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日(告知日)現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- web申込画面または「申込書兼告知書」等への入力(記入)の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- web申込画面または「申込書兼告知書」を入力(提出)された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。
ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

働くあなたへ、ちょっといいもの

N-コンシェルジュ

(企業保険付帯サービス)

団体定期保険加入者ご本人および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。

N-コンシェルジュには、こんなお得なサービスがいっぱいあります！

ベネフィットN

モバイルクーポン

バリューサービス

ヘルスケアサポート

日常利用できる優待特典を、スマートフォン提示型クーポンとしてご提供

日本生命グループ及び提携先より、特別優待価格のサービスをご提供

健康、介護等のご相談を専門家に無料でできるサービスをご提供

ベネフィットN をご存じですか？

お得な優待サービスがいっぱい！



TOHOシネマズ

一般 2,000円 ⇒ **1,500円**
小人 1,000円 ⇒ **900円**

東京ドームシティ

得10チケット 引換券
最大6,500円相当 ⇒ **3,500円**

※得10チケットは、東京ドームシティ内の
レジャー・スパ・レストラン施設等で利用できます



Apple Store

Mac ⇒ **6%OFF**
iPhone ⇒ **2%OFF**
アクセサリ ⇒ **10%OFF**

※台数には制限があります

"ベネポ"を有効に活用



① ベネポってどんなもの？

会員専用のポイントのことで、
付与対象のサービスのご利用で貯めることができ、
「1ベネポ = 1円」として利用することができます

※100ベネポ単位より利用可能

② こんなサービスでベネポが貯まる！

会員専用サイトからの購入で、

Rakuten

【楽天市場】
⇒ 購入金額 **1%**分のベネポ付与！

**MITSUBUKI
ISETAN**

【三越伊勢丹オンラインストア】
⇒ 購入金額 **2%**分のベネポ付与！

③ 交換可能で更に便利！

貯めたベネポは、**スターバックスカード**へのチャージ・
楽天ポイント等に交換できます

(注) 各画像はイメージです。記載サービスは2024年3月時点の内容であり、予告なく変更される可能性があります。

コンテンツはもっとたくさん!! 普段の生活をもっと豊かにできるかも!!

実際にログインして各種特典の詳細をCheck!

裏面へ続く →

登録無料！お得に使えるサービスがたくさん！

ベネフィットN



すかいらーく
デジタルクーポン食事券
5,000円分 ⇒ 4,500円

モバイルクーポン

LINE連携
おすすめ！



コメダ珈琲
サイズアップ無料



三井アウトレットパーク
【平日限定】
スペシャルクーポン

バリューサービス

N-コンシェルジュ利用者なら誰でも応募可能なキャンペーンも開催！

*



N-コンシェルジュ利用者限定

マンスリー
プレゼントキャンペーン

毎月、N-コンシェルジュ利用者に
豪華賞品が当たる特別なキャンペーン！

Ac AEON CINEMA

全国の
イオンシネマで
使える
シネマチケットを



抽選で
50組100名様にプレゼント！

*日本生命は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのフライング・スヌーピーに協賛しています。
TM & © Universal Studios. All rights reserved. CR23-3324

(注) 各画像はイメージです。記載サービスは2024年7月時点の内容であり、予告なく変更される可能性があります。

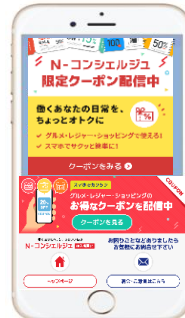
LINE

N-コンシェルジュ
LINE公式アカウント

N-コンシェルジュのご利用がLINE連携で更に使いやすく！

以下QRコード or URLから
N-コンシェルジュにアクセスし
必要情報を入力後、ログイン

ログイン&LINE連携



次回以降、認証レス！
ログイン時の入力が必要に！

優待割引やクーポンの情報を
タイムリーにお届け！

使いたいときに
すぐアクセスできる！

※画面はイメージです。

【スマートフォンで読取り】 【ログインURL】

まずは
こちらから
ログイン



<https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/3798>

or

- 「お気に入り(ブックマーク)」へ登録をする場合は、QRコードを読取ったすぐ後のページをご登録ください。
- ログインIDの入力を求められた場合は、『yplan』をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体のご加入者および配偶者・二親等以内のご親族がご利用いただけます。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、医療保障保険(団体型)、団体長期障害所得補償保険、みんなの団体定期保険(新無配当扱特約付団体定期保険)、または、無配当扱特約付介護保障保険(団体型) ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2024年7月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。


【お問合せ先】 N-コンシェルジュ事務局 (N-concierge@nissay.co.jp) Webサイトに設定された「お問合せ」フォームをご利用ください。

※お問合せについての回答は営業日(土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く9:00～17:00)となりますので、ご了承ください。

WS2024- 763(2024.8.5)

【お申込み手続き】

すでに加入されている方が今回の更新(2025年7月21日)から指定代理請求人を指定される場合は、「指定代理請求人指定書」をご提出ください。「指定代理請求人指定書」のご提出がない場合は、指定代理請求人を指定しないものとみなします。

新規に加入される方	専用webサイトから手続きいただくか、「申込書兼告知書」を(株)ジョットインターナショナルへご提出ください。本人との続柄が「その他(9)」となる方、または複数人を本人の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。 「申込書兼告知書」で手続きいただく方で指定代理請求人を指定される場合は、「指定代理請求人指定書」をあわせてご提出ください。(「指定代理請求人指定書」のご提出がない場合は、指定代理請求人を指定しないものとみなします。)
すでに加入されている方	死亡保険金受取人を変更または指定代理請求人を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」または「指定代理請求人指定書」をご提出ください。 (専用webサイトおよび「申込書兼告知書」での受取人変更および指定代理請求人指定のお取扱いはできません。) ●死亡保険金受取人変更の効力発生日：保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日 ●指定代理請求人指定の効力発生日：更新日(2025年7月21日) 更新日以降に指定代理請求人を指定(変更・取消)する場合の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。
その他内容の変更(脱退を含みます)がある方	専用webサイトから手続きいただくか、「申込書兼告知書」を(株)ジョットインターナショナルへご提出ください。
内容に変更のない方	従来の加入内容で継続されますので、専用webサイトからのお手続きまたは提出いただく書類はありません。
 ご注意	「申込書兼告知書」を提出される場合は、必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。 内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、右記の団体窓口までお問合せください。	<団体お問合せ先> 株式会社ジョットインターナショナル TEL 0120-021-900 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(土・日・当社指定休業日を除く。)]
引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、右記の日本生命窓口までご連絡ください。	<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925 (通話料無料) ※お問合せの際には、記号証券番号(931-98015)をお知らせください。 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

【指定紛争解決機関】

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保

険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照

- 「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス
<https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。

【「障がい」の表記】 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。